

令和4年6月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 令和4年7月5日（火） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時55分

場所 第3委員会室

出席委員 小久保憲一委員長
永瀬秀樹副委員長
高橋稔裕委員、美田宗亮委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、齊藤正明委員、
松坂喜浩委員、井上航委員、橋詰昌児委員、白根大輔委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]
堀光敦史企画財政部長、仲山良二地域経営局長
島村克己企画総務課長、石曾根祥子地域政策課長
[危機管理防災部]
蓮沼弘行化学保安課副課長
[環境部]
井桁章雄水環境課副課長
[保健医療部]
加藤絵里子健康長寿課長
[農林部]
中島淳一郎農業ビジネス支援課副課長

会議に付した事件

地方分権改革について
魅力ある地域づくりについて

高橋委員

- 1 資料2(3)について、権限移譲は約7割程度まで進んでいるが今後の受入希望が減少しているとある。例えば、受け入れるに当たって有資格者がいることが望ましかったり、市町村にとって過度な事務負担であったりする可能性もあるが、残り3割はどのようなものが残っているのか。
- 2 資料3(3)の今後の方向性について、圏央道以北については、西側の山間部と東側の平野部では、戦略、見せ方が違うと思うが、どうか。
- 3 資料3全体についてであるが、先日、私の移住や暮らしに係る一般質問では、知事から、適疎の考え方を前面に出してアピールをしていく、企画財政部長からも、優位性や独自性を生かして適疎としての良さを更に磨き上げ本県の移住を促進していくと、前向きな答弁をいただいた。この資料では、適疎という視点が伝え切れていないと感じる。適疎を理解していく取組は、どのようなものか。

地域政策課長

- 1 移譲が進んでいない事務は、専門性が非常に高い事務、事業者への指導等、直接住民サービスの向上につながらない事務、市町村を超えて活動するような事業者を指導する広域的な事務である。直接住民サービスの向上につながらない事務の例としては、廃棄物再生事業者の登録が挙げられる。専門性が高い事務の例としては、介護保険サービス事業者の指定がある。介護保健事業者の指定、取消等を行う事務であるが、やはり専門性が高く体制が整備できないという話をいただいている。広域的な事務の例としては、電気工事業の登録というようなものがある。そのような事務についても、権限移譲を受けていただいている市町村もあるので、効果を検証し、移譲を受けていない市町村に丁寧に説明して、対応していきたい。
- 2 圏央道以南であっても、人口減少が進んでいる地域もあり、一概に南北という形で、事業を進めることは難しいと考えている。北部も山間部と平野部で状況は異なり、人口減少の状況も地域によって大分違っている。地域の実情や各市町村が考えるまちづくりの方向性を十分踏まえた上でそれぞれの対応をさせていただきたいと思う。具体的には、魅力ある地域づくりという点で、市町村の御意見を踏まえて、ふるさと創造資金などで支援していくことになるかと考えている。
- 3 人口減少が進むエリアは、豊かな自然と調和したゆとりある暮らしができる、正に適疎といった地域であると考えている。こうした本県の魅力をPRするために、今年1月に無印良品でイベントを行ったところだが、今年度も引き続き都内でこうしたイベントを開催する予定である。また、今後新たに、移住のホームページを構築する予定であるが、その中で適疎をもう少し前面に出して、本県の魅力をアピールしたい。

高橋委員

- 1 市町村に全くメリットがない可能性もある。その点について共有するための場を設けているのか。
- 2 人口減少に対する今後の方向性について、市町村に任せるという答弁であったが、県としての打ち出し方はないのか。

地域政策課長

- 1 市町村に毎年ヒアリングを行っており、意向や、移譲を受けたものについても課題を確認している。メリットのない事務はないと考えている。飽くまでも移譲は市町村の希望に沿って手続を進めており、移譲を受けた市町村で効果が高い、住民サービスの向上につながったような評価の高いものについて重点的に移譲を進めるべく丁寧に説明をしている。
- 2 県北の西側の地域については、国の移住支援金があるが、東部には、余りそういったものがない。県としても、東部地域で何もしなくていいとは考えていない。例えば、今年5月には、南栗橋駅前でもち開きイベントがあったが、そのイベントに庁内関係課と連携してブースを出し、まちの魅力について一緒にPRして移住等を進めている。

高橋委員

権限移譲について、デジタルを利用すれば移譲しやすいものはあるか。

地域政策課長

受付業務で省力化が図れるものがあるかと思う。一方で、立入り検査や事業者指導といったデジタル化になじまない事務もある。県として、様式の見直しやいろいろな情報提供を今後も一層進めていきたい。

高橋委員

例えば、市町村に受付事務を権限移譲したとして、システム自体を県が用意すれば、市町村が個別にシステムを作るより、かなり効率的になる。そのような観点もあることを認識しているか。

地域政策課長

市町村が単独でシステムを作るのではなく、共同クラウドのようなもので事務を効率的に進めていただきたいと考えている。担当する部署でそのような事務を進めていると聞いている。

美田委員

- 1 資料1(1)の提案募集制度について、全国の提案数が初年度の953件から2年目は334件に減少しており、県の提案数や実現数も全国同様に減ってきているが、これをどのように捉えているか。
- 2 提案しても結局通らない、通りやすいものを提案すればよいという意識になっていることが懸念される。せっかく知事も変わり、新たな5か年計画がスタートしたので、県職員の意識向上や啓発のためにも、5か年計画を念頭に置いて、地方分権の意見を求めることも一つの方法と考えるがどうか。
- 3 資料2(4)に、県から市町村に人的支援を行っているとある。そもそも、県職員がどこまで地方分権改革の理念をしっかりと捉えて指導できているのか懸念される。地方分権を進める上で、どのように県職員の能力向上を図っているのか。
- 4 地方分権を進めることが住民サービスの向上、ひいては魅力ある地域づくりにつながると捉えている。魅力ある地域を作るために、地方分権をどう進めていくのか。

企画総務課長

- 1 提案募集制度は平成26年に創設されたが、やはり初年度は、庁内各部局でこれまで疑問に思っていたものや改善できるのではないかというものが、かなり多く提案されたと認識している。ただ、提案募集制度は、一度提案して採用にならなかった場合は、原則として再提案が認められない。新しい支障事例を出していかなければならず、厳しいハードルがある。一方で、毎年、全国から提案がなされているので、ある程度のものが実現されていく。全体の量が減ってきている状況と再提案がなかなか難しい状況があるので、数字として落ち着いてきていると認識している。
- 2 提案募集制度については、内閣府が事前に相談を受け付けている。その段階では、アイデアレベルも含めて幅広く受け付けていただき、調整した上で、ある程度、良い提案が正式に残るという形である。そうした中、本県では職員のアンケートを行っており、これまで40件程度提出されている。もちろん、全て実現するわけではないが、それなりの件数が出てきていると思う。提案募集制度を有効に活用するには、職員の意識向上や啓発は大変重要と考えている。5か年計画を進める上でも非常に重要な手段となるので、来年以降の提案募集に当たっても、5か年計画の推進という視点も含めながら、各部局と掘り起こし等に努めていきたい。

地域政策課長

- 3 県の担当課を集めた説明会を毎年開催しており、意識の醸成を図っている。20年にわたりこの事業を進めており、各部局で様々な事務が権限移譲されているところであるが、そういった事務を通じた各市町村との関わりの中で、県職員の分権に対する意識が高まっていると思っている。専門性の高いものについては、市町村に県職員を派遣しており、派遣される職員についても、分権の推進を十分に理解した上で、各市町村の人材育成に努めていると聞いている。
- 4 魅力ある地域づくりを進めるためには、各市町村が地域の実情に応じた課題解決を図る必要があると考えている。このため、市町村への権限移譲等を進め、市町村の自己決定権を拡大し自立性を高めることが地域の課題解決につながり、地域の魅力を高めていくということにつながると考えている。今後も魅力ある地域づくりにつながるよう、市町村への権限移譲を進めていきたい。

美田委員

- 1 初年度と次年度の提案数の差が大きいことをどう捉えているのか。
- 2 意識向上ではなく、職員の能力向上について聞いている。市町村に教えにいくからには、まず、自分たちが地方分権改革の理念をしっかりと捉えて指導することが必要だが、そのような体制が整えられているのか。

企画総務課長

- 1 初年度については、提案募集制度の最初の年ということで、今まで蓄積されたアイデアがたくさん出た。提案については、結果が示され実現したものもあるが、実現できなかったものについては、改めて支障事例を出さなくてはいけないため、ハードルが上がっている。制度の2年目以降については平年並みに落ち着いたという認識である。

地域政策課長

- 2 日頃の業務の中で、市町村と連携しながら行うような事務も多く、これまでも移譲を

進めた事務については県も関わりながら事務を進めている。そういった市町村との関わりを通じて県職員の意識も醸成され、そのような経験、知識、専門性のある職員を派遣している。特別な研修等は行っていないが、日頃の業務の中で醸成されていると考えている。

白土委員

- 1 魅力ある地域づくりについて、やはり仕事があれば移住はしないと思う。東京都の転入超過が2019年、82,982人、2021年は5,433人と減った。仕事で行く必要がなくなったことや、大学生がリモートにより通学する必要がなくなったことが理由である。仕事を増やせば、学校が誘致できれば住民が増えると思うが、どうか。
- 2 資料3に県全体でバランスの良い施策展開とあるが、伸ばせるところは伸ばしていくという発想が絶対に必要である。栃木県では宇都宮市の人口を増やそうと努力をされている。埼玉県以外のほとんどが、主要都市の人口増も目指して努力されている。主要都市から伸ばしていく必要もあると思うが、どうか。
- 3 北部に人を増やすには、民間通信会社と協力してデジタルインフラも整備しなくてはならないと思う。県北地域もインターネットがなかなか通じにくいところもある。それを解消するためにデジタルインフラを整備する必要性について、どう考えるか。

地域政策課長

- 1 仕事があれば、生活手段がなくなるので、移住は難しい。移住の推進に当たっては、庁内各課と連携し、例えば産業労働部と、就労支援や起業する方の支援等も、併せて紹介しながら進めている。また、コワーキングスペースの拡大などを図り、北部地域においてリモートワークで働けるような環境を整えていきたい。
- 2 施策の濃淡も含めて、バランスが良いという表現している。力を入れて人口の増加を図るべき地域ともう少し先の時期まで問題ない地域があるが、さいたま市など人口が増加している地域でも、令和17年には人口が減少すると言われている。現在人口が増加している地域もそういったことをしっかり認識し、地域の魅力をしっかりと磨き上げて発信していく取組をしていただきたい。そのような支援を今後行っていきたい。
- 3 デジタルインフラは、今や生活や仕事にとって非常に重要なものであり、しっかりと整備を進めていく必要があると考えている。コワーキングスペース等を設置に対しては、県のふるさと創造資金で支援するとともに、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金も市町村に紹介しながら、デジタルインフラの整備を進めていきたい。

白土委員

- 1 産業労働部と連携しているとのことだが、埼玉県移住支援金対象求人就業マッチングサイトを見ると、求人は49件しかない。横瀬町の求人は、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士の4件、皆野町は重機のオペレーターの1件、神川町は介護スタッフの1件である。このような状況だと移住は難しい。もう少し連携が必要と思うが、今後どう改善していくのか。
- 2 やはり伸ばせるときに伸ばす必要がある。集まりやすさを利用して伸ばしていき、そこからほかの地域に住民が移るような発想は絶対持つべきであるが、どうか。
- 3 デジタルインフラについては、是非今後とも推進をお願いしたい。（意見）

地域政策課長

- 1 現在、産業労働部と連名で、商工会議所に求人募集の依頼等をしており、求人の増加に向けて取り組んでいる。また、秩父地域等の就職説明会なども県職員が出向き、企業向けへの説明等を行い、求人の増加に努めている。今後も、産業労働部と引き続き連携し、求人の拡大に努めていきたい。
- 2 県南地域について何も行わないわけではなく、今後は県南にも目を向けていきたいということを今回お示した。やる気のある市町村については、積極的に支援をしていきたい。また、優良事例については、市町村の会議などの機会に紹介して横展開を図り、伸ばせるところをしっかりと伸ばしていくように努めていきたい。

白土委員

- 1 地元商工会や産業労働部との連携は大事だが、そもそも、皆野町、小鹿野町、神川町、横瀬町は、企業誘致したり新たに起業したりしない限り、求人が増えることはなかなか難しい。例えば、横瀬町なら飯能市や所沢市、神川町なら熊谷市が近く、30分から1時間圏内であれば、働く場所としては、不便ではないと思う。求人の幅を広げるなど改善を行う必要があると考えるが、どうか。
- 2 今後やはり伸ばせるときに伸ばすような施策を推進していただきたい。（意見）

企画財政部長

- 1 情報を整理し入手しやすくすることは重要と考える。ホームページを新しく立ち上げた際に、仕事に関する情報発信も工夫していきたい。また、産業振興も重要であるが、デジタルインフラが整備されれば、場所による制約は少しずつなくなっていくので、デジタルの力を生かしていきたい。企画財政部の情報システム戦略課では、関東で情報関係の協議会等に、デジタルインフラ整備に関する要望を行っている。企画財政部全体でデジタルインフラについても貢献ができるように努力していきたい。

柳下委員

- 1 資料1の提案募集制度が始まった当初は、提案数が953件と多かったが、その後は少なくなってきた。職員が具体的に提案するに当たり、いろいろ調べたり、数値も確認したりする中、県民の変化に合わせて新しい要望も多く出てくると思う。したがって、提案が減っているとするならばどういう理由によるものか、先ほどの答弁で理解できなかった。提案募集制度の意義、職員の創意性、積極性を引き出すという点で、提案が少なくなっていることについてどう考えているのか。
- 2 提案募集制度に係る課題と県の対応について、匿名アンケートを行い担当課への働き掛けを実施したとのことだが、アンケートで具体的に何が明らかになり、どのような提案に至ったのか。
- 3 資料1の小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化により、医師や医療機関の申請手続の負担が大分軽減されたと現場から大変喜ばれている。これからも、本県は医師不足であるから、医療現場で困ってる声を積極的に聞いて、政策に生かすべきと考えるが、どの部署でどのように進めようとしているのか。
- 4 税財源に関する提案で、実現した例はあるか。
- 5 行政のデジタル化など新しい課題の解決に向けた庁内への働き掛けを実施とある。地方自治体は個人情報を守る防波堤であるとの認識をしっかりと持った上で、行政のデジタル化に取り組む必要があると思うが、デジタル化の進め方について、どのような方針を

持っているか。

- 6 誰一人取り残さないと知事がいうように、障害者や高齢者などデジタル機器を使いこなすことが困難な人、経済的事情でIT機器が利用できない人や通信環境を整えられない人への配慮が欠けてはならないが、どのような方針を持っているか。

企画総務課長

- 1 この制度ができる前は、国主導で権限移譲が行われていた。平成26年以降は地方の発案で自治体から課題を提案して実現されるものとなった。現場を知る自治体の行政の効率化にもつなげられる本制度は、非常に意味のあるものと考えている。提案に当たっては、最初はアイデアレベルのものもあるが、裏付けしながら進めている。件数が減っていると見るかどうか一概には言えないが、全体的に落ち着いていると考えている。本県は、ここ数年9件程度と、それなりに提案し続けている。提案件数を維持するためにも、前の職場の業務についての提案など、幅広く提案してもらえるように掘り起しを行っている。また、デジタル化など新たなニーズによって新しい提案も出てくる。提案が減ったことが一概に悪いわけではないが、新しい視点からも積極的に取り組んでいきたい。
- 2 令和2年の提案から、職員向けのポータルサイトを活用して匿名のアンケート調査を実施することとした。直近の例では、令和4年に向けたアンケートを昨年12月に実施したが42件の回答があり、そのうち2件が今年の本県の提案に結び付いた。具体的には、食品衛生等の申請システムの機能の見直しなどである。
- 3 基本的には企画財政部で、提案募集の取りまとめを行っており、職員アンケートで回答のあった課題について、それぞれの部局に検討を依頼している。医療関係では、保健医療部と調整をしながら進めている。
- 4 税財源については、提案募集制度の対象外である。提案募集の対象とするよう要望をしているが、まだ国で制度の拡充が図られていない状況である。
- 5 デジタル化は、県民の利便性の向上を図るという意味で、非常にメリットがあるが、個人情報一度流出すると取り返しが見つからない。そのため、県として、個人情報保護法、個人情報保護条例、情報のセキュリティポリシー等に基づき、デジタル化による情報管理の徹底をしている。引き続き、デジタル化を図るとともに、大事なポイントである個人情報の適切な管理を進めていきたい。
- 6 デジタル機器に不慣れな世代や障害がある方のような、なかなか情報サービスにアクセスできない方々への配慮は、非常に大事な視点と考えている。昨年3月に埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を定めだが、その中で、年齢や障害の有無を問わず、あらゆる人々がデジタルの恩恵を受けられるように、利用者へのサポートの充実、代替手段の確保等の整備を図るということがうたわれている。引き続き、提案募集制度を活用する場合においても、デジタル機器の利用が難しい方々への配慮を行いながら県民サービスの向上を進めるとともに、行政負担の軽減に取り組んでいきたい。

柳下議員

税財源に関することを提案募集の対象とするよう国に要望しているということだが、現在、税財源に関することは提案できないということか。

企画総務課長

提案募集制度は税財源に関しては対象外なので、この制度を利用した提案はできない。

本県としては、税財源も対象にすることを知事会等を通じて、要望している。一方で、提案募集制以外の活動においては、必要な税財源について要望している。

白根委員

資料1(3)「②電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化」について、申請関係書類とはどのようなものがあるのか。また、申請の際に改めて紙で、申請書類を印刷しなくてはならないのか。

化学保安課副課長

電気工事士免状交付に必要な書類は、基本的に、申請書と試験に合格したことを証する合格通知と免状に貼る写真2枚である。現在、電気工事士法施行規則で、合格通知や写真は紙での提出となっている。これらの書類が電子で提出できるようになれば、電子申請が可能になり、申請者にとっても郵送する手間や書類を直接持ってくる手間がなくなり非常にメリットがあるため要望した。

白根委員

電子申請といっても、結局、紙の合格通知をスキャンしてアップロードしなくてはならない。その点もデジタル化するべきと考えるが、どうか。

化学保安課副課長

現在、電気工事士の試験は法に基づき指定された、一般財団法人電気技術試験センターが実施しており、同センターは、試験に合格したことを証明するためのものを紙で発行している。合格通知のデジタル化については、例えば、電子証明のような方法でセンターが発行したものを、申請者が電子上で添付すれば、大変利便性が高いものとなる。そこで、電子上のやりとりで全て完結できる制度にするよう提案しているところである。

白根委員

行政にとっては、全て電子化されているものがくるから事務の簡素化になるが、利用者にとっては、電子申請といえど、結局紙を電子化する作業が発生するため、余りメリットを感じない。そこを改善するよう国に要望してもらいたい。利用者にとっては何のための電子化なのか分からないと思う。(意見)

松坂委員

- 1 資料2(3)にあるとおり、市町村の行政需要の増加に伴う移譲事務の負担感、専門知識・職員の不足は、避けて通れない自治体の課題である。個別事例として何うが、現在、県内で住宅の新築が進んでいる。しかし、人手不足であり、建築主事を任期付職員で採るなどしているものの、どうしても需要に追いつかなく建築確認が停滞しているという話を聞く。県としてそのような課題を把握しているか。
- 2 資料3の農ある暮らしの魅力発信について、埼玉県として、農ある暮らしに期待するものは何か。
- 3 移住促進には優良田園住宅制度が有効である。事業主体は各自治体であり、県は自治体の開発行為をサポートするということになっているものの、なかなか制度が活用されない。理由についてどう考えるか。
- 4 比企地域協議会で進めている鎌倉殿の13人を契機とした誘客宣伝・地域振興事業に

ついて、比企地域では、持ち回りで展示ブースの巡回などを実施しており、埼玉県では嵐山史跡の博物館で、展示ブースを設けている。県として、更にどのようなことを進めていくのか。

地域政策課長

- 1 意見交換会を実施しているが、そのようなことは今のところ聞いていない。
- 4 前年の青天を衝けのときと同様、市町村が時宜を得た事業を行いたいという場合には、ふるさと創造資金などでしっかりと応援していきたい。

農業ビジネス支援課副課長

- 2 人口減少や高齢化の進行により農林業の維持や地域の活力維持に懸念が生じている農山村に、都市住民の移住を促進することで農山村地域の活性化を図り、新規農林業従事者の増加や6次産業化の振興につなげることを目的としている。そのため、この事業のターゲットになる方々については、農業を始める方、農業の6次産業化を始める方、半農半Xのような方など幅広く捉えている。移住希望者の希望や状況は様々なので、農林部としては、移住希望者の実情に合わせ、技術的な支援や就農支援などきめ細かく対応している。
- 3 優良田園住宅制度は移住推進の有力なツールの一つと考えている。この仕組みがなかなか進まない原因については、農林部としては分からない。ただし、市町村任せではなかなか進まないのも事実であり、昨年、県が主催した市町村移住定住者担当者会議において、飯能市の事例を報告するなど、ほかの市町村への周知を実施している。そのほか、埼玉では始める農ある暮らしの手引きを作成し、市町村の担当者に配布した。引き続き、制度の活用が進むように市町村と連携して取り組んでいきたい。

松坂委員

農ある暮らしは、農家事情、農地の取得や所得の課題があり、なかなか結果に結び付かない。優良田園住宅制度が効果的と考えるが、恐らく自治体は手続が煩雑で手を付けないことがあると思う。自治体ごとの事情があるかもしれないが、農ある暮らしと併せて優良田園住宅制度を活用していただきたいが、どうか。

農業ビジネス支援課副課長

優良田園住宅制度は有効な手段と考えている。今後、各市町村と連携しながら、農ある暮らしの事業を進めていきたい。

井上委員

権限移譲を受けた市町村が、例えば、首長の交代、現場で抱えきれないような状況になった際に、移譲事務を県に返還したいという声上がることも考えられるが、県の考え方について伺う。

地域政策課長

権限移譲は、条例改正という議会の議決を経た上で移譲している。返還したいという相談は直接には受けておらず、返還の事例はない。権限移譲の目的は、住民サービスの向上という面もあり、県への返還については、慎重に検討していただく必要がある。県としては、移譲した事務にどのような支障が起きているのかしっかりと把握して、支援を強化し

ていきたいと考えている。

井上委員

しっかり市町村での議論を行った上で県へ返還したいというときには、県条例改正が整えられれば、県として拒否するものではないという理解でよいか。

地域政策課長

制度上、不可能ではない。ただし、住民サービスという点で移譲を受けている事務について県に返還することは、慎重に検討いただきたい。